

平成 22 年度林野庁法律顧問業務に係る企画競争応募要領

1 総則

林野庁法律顧問業務のに係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

平成 22 年度林野庁法律顧問業務は、国有林野事業に関する法律上の問題等について、専門的な立場から指導及び助言を行うこととし、別添「平成 22 年度林野庁法律顧問業務仕様書」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、2,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

4 参加資格

本業務に応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 19・20・21 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を有している者であること。
- (4) 平成 22・23・24 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の申請を行っていること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 弁護士法に規定された資格を有する弁護士であること。

5 提出書類

(1) 業務に係る企画書

下記の内容を盛り込んだ企画書とすること。

過去に担当した行政事件訴訟法、国家賠償法第 2 条、民法第 717 条に関する裁判の概要。

国有林野の管理経営に係る知見を有していること（過去に担当した国有林野事業に係る裁判があれば、その概要）。

業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制。

ア 相談業務を担当する弁護士の体制（担当が決まっているか）

イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）

ウ 相談事案に関する態様（面談、電話、mail、FAX、林野庁の旅費規程による出張での法務省等との会議への出席は可能か）

(2) 提出者の概要（経歴、事務所概要等）がわかる書類

(3) 資格審査結果通知書の写し（申請中の場合は、その申請書）

(4) 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した見積書及び内訳書

6 企画書等の提出期限

(1) 提出期限：平成 22 年 3 月 29 日(月)午後 17 時まで

(2) 企画書等の提出及び契約条項並びに企画書作成等に関する問い合わせ先

〒 100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1

林野庁業務課国有林野管理室（北別館 8 階 ドア番号「北 805」）

電話：03-3502-8111（内線 6311）

担当者：企画官（黒木）

(3) 書類の提出部数

企画書（5 の(1)の示す内容を盛り込むこと） 1 部

企画書提出者の概要(経歴、事務所概要等) 1 部

4 の(3)及び(4)の示す資格審査結果通知書等の写し 1 部

見積書（経費内訳を含むもの） 1 部

(4) 提出にあたっての留意事項

持参により提出する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時までとする。

郵送等による提出は認めるが、提出期限までに林野庁業務課国有林野管理室の担当者に着しなかった場合は無効とする。

提出された書類に不備があった場合には、無効とする。

提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできないこととし、返還も行わないこととする。

提出された企画書等は、非公開とする。

1 者あたり 1 件の企画を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合は、すべてを無効とする。

虚偽の記載をした書類は、無効とする。

林野庁において、請負者の資格を有しないと判断された者が提出した書類は、無効とする。

7 審査の実施

(1) 審査は、「平成 22 年度林野庁法律顧問業務の企画審査について」に基づき、提出された企画書等の内容について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画を提出した 1 者を選定し、契約候補者とする。

(2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

8 契約の締結

支出負担行為担当官林野庁長官は、契約候補者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

9 その他

(1) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画書等は、提出者に無断で使用しない。